

自動車整備関係法令と解説 平成28年版 正誤表

頁	正	誤																																																	
394頁 ～ 395頁	<p>(長さ、幅及び高さ) 第2条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル(セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル)、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。</p> <p>2 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに第44条第5項の装置は、告示で定める方法により測定した場合において、その自動車の最外側から250ミリメートル以上、その自動車の高さから300ミリメートル以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250ミリメートルまで突出することができる。</p>	<p>(長さ、幅及び高さ) 第2条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。</p> <p>2 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに第44条第5項の装置は、告示で定める方法により測定した場合において、その自動車の最外側から250ミリメートル以上、その自動車の高さから300ミリメートル以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250ミリメートルまで突出することができる。</p>																																																	
	<p>(車両総重量) 第4条 自動車の車両総重量は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる重量を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車の種別</th> <th rowspan="2">車両総重量(トン)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>最遠軸距 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)セミトレーラ以外の自動車</td> <td>5.5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5.5以上7未満</td> <td>22(長さが9メートル未満の自動車にあつては、20)</td> </tr> <tr> <td>7以上</td> <td>25(長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2)セミトレーラ(次号に掲げるものを除く。)</td> <td>5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5以上7未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>7以上8未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8以上9.5未満</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>9.5以上</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>(3)セミトレーラのうち告示で定めるもの</td> <td></td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別		車両総重量(トン)		最遠軸距 (メートル)	(1)セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20	5.5以上7未満	22(長さが9メートル未満の自動車にあつては、20)	7以上	25(長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22)	(2)セミトレーラ(次号に掲げるものを除く。)	5未満	20	5以上7未満	22	7以上8未満	24	8以上9.5未満	26	9.5以上	28	(3)セミトレーラのうち告示で定めるもの		36	<p>(車両総重量) 第4条 自動車の車両総重量は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる重量を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車の種別</th> <th rowspan="2">車両総重量(トン)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>最遠軸距 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)セミトレーラ以外の自動車</td> <td>5.5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5.5以上7未満</td> <td>22(長さが9メートル未満の自動車にあつては、20)</td> </tr> <tr> <td>7以上</td> <td>25(長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2)セミトレーラ</td> <td>5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5以上7未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>7以上8未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8以上9.5未満</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>9.5以上</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別		車両総重量(トン)		最遠軸距 (メートル)	(1)セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20	5.5以上7未満	22(長さが9メートル未満の自動車にあつては、20)	7以上	25(長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22)	(2)セミトレーラ	5未満	20	5以上7未満	22	7以上8未満	24	8以上9.5未満	26	9.5以上	28
自動車の種別		車両総重量(トン)																																																	
	最遠軸距 (メートル)																																																		
(1)セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20																																																	
	5.5以上7未満	22(長さが9メートル未満の自動車にあつては、20)																																																	
	7以上	25(長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22)																																																	
(2)セミトレーラ(次号に掲げるものを除く。)	5未満	20																																																	
	5以上7未満	22																																																	
	7以上8未満	24																																																	
	8以上9.5未満	26																																																	
	9.5以上	28																																																	
(3)セミトレーラのうち告示で定めるもの		36																																																	
自動車の種別		車両総重量(トン)																																																	
	最遠軸距 (メートル)																																																		
(1)セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20																																																	
	5.5以上7未満	22(長さが9メートル未満の自動車にあつては、20)																																																	
	7以上	25(長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22)																																																	
(2)セミトレーラ	5未満	20																																																	
	5以上7未満	22																																																	
	7以上8未満	24																																																	
	8以上9.5未満	26																																																	
	9.5以上	28																																																	
	<p>(軸重等) 第4条の2 自動車の軸重は、10トン(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5トン)を超えてはならない。</p> <p>2 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8メートル未満である場合にあつては18トン(その軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合にあつては、19トン)、1.8メートル以上である場合にあつては20トンを超えてはならない。</p> <p>3 自動車の輪荷重は、5トン(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、5.75トン)を超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。</p>	<p>(軸重等) 第4条の2 自動車の軸重は、10トンを超えてはならない。</p> <p>2 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8メートル未満である場合にあつては18トン(その軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合にあつては、19トン)、1.8メートル以上である場合にあつては20トンを超えてはならない。</p> <p>3 自動車の輪荷重は、5トンを超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。</p>																																																	